# **令和５年度**

# **「清流の国ぎふ」観光振興事業費補助金**

# **（サステイナブル・ツーリズム推進事業）のポイント**

**１　事業採択の考え方**

以下を含め、持続可能な観光（サステイナブル・ツーリズム）の観点から総合的に判断し、効果が見込まれる事業を優先的に採択します。

持続可能な観光とは

|  |
| --- |
| 訪問客、業界、環境および訪問客を受け入れるコミュニティーのニーズに対応しつつ、現在および将来の経済、社会、環境への影響を十分に考慮する観光 |

国連世界観光機関（UNWTO）

事業計画書は、以下の観点で記載願います。

|  |
| --- |
| 【地域の現状と課題】　　客観的データ等に基づき地域の現状を把握し、持続可能な観光地域づくりを進める上での課題を記載すること。【地域の目指す姿】　　持続可能な観光地域づくりを進める上でのビジョン（戦略）を記載すること。ビジョンは、地域の利害関係者（行政、事業者、地域住民等）による意見を踏まえたものを記載すること。【具体的な事業内容】観光庁「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）」の考え方に基づき、課題改善につながる具体的な事業内容を記載すること。＜認められる事業例＞・持続可能な観光地経営戦略等の策定・「世界の持続可能な観光地１００選」等、国際認証の取得・国際認定団体公認の研修プログラムの実施　・顧客ニーズやトレンド等を把握するためのマーケティング調査・地域住民や観光客の満足度調査　・観光産業への住民理解を深めるための講座の開催、持続可能な観光地域づくりに向けた地域関係者の意見交換会、勉強会の開催　・プロフェショナルガイドなど地域の観光業を担う人材育成　＜認められない事業例＞・従来から実施しているイベント、プロモーション等・戦略性に欠ける観光コンテンツの造成、プロモーション、受入環境整備等・モニターツアー・補助金の活用を前提とした事業（採択された場合のみ実施する事業） |

＜参考＞基本事項：JSTS-Dの考え方

（１）持続可能なマネジメント（必須）

　　　　・ステークホルダー（事業者、自治体、地域住民）の合意が取れているか。

　　　　　（事業の計画、方針等にステークホルダーの意見が反映されているか）

（２）社会経済のサステナビリティ

　　　　・地域経済、雇用機会の拡大に寄与する取り組みであるか。

（３）文化的サステナビリティ

　　　　・地域の文化を守り、活用する取り組みであるか。

（４）環境のサステナビリティ

　　　　・地域の自然や環境を守り、活用する取り組みであるか。

○観光庁「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）」

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001350849.pdf>

## **２　補助対象事業**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象事業 | 補助金の額 | 補助事業者 |
| サステイナブル・ツーリズム推進事業 | サステイナブル・ツーリズムの推進に資する取組 | 補助対象経費の２／３以内の額 (上限)5,000 千円 | 次のいずれかに該当する者(1) 市町村(2) 観光協会等(3) 観光地域づくり法人等(4) 次に掲げる者のいずれかで構成 する観光関係協議会等①複数の市町村　②市町村及び観光関係事業者　③複数の観光関係事業者　（ただし、市町村から助成又はそれと同等の支援を受けていること。）　④その他知事が補助事業者として特に認める者 |

## **３　補助対象経費**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助対象外経費 |
| サステイナブル・ツーリズム推進事業 | 補助対象事業の実施に必要な経費 | ・人件費（イベント等の運営、観光マーケティング調査等の業務に係るものを除く。）・会議費・自治体職員の旅費・既存施設購入費・施設等の撤去費（施設整備費と一体で支出するものを除く。）・用地購入費・立木補償費・家屋その他建造物の移転補償費・歓迎レセプション及びこれに類するもの（土産品の購入等）・景品等の購入費及び送料・その他補助することが適当でないと認められる経費 |

# ４　その他

本補助事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用したものであり、

同交付金の取扱上、補助対象外となる経費は認められません。

また、本補助事業は、令和６年２月２９日（木）までに事業（実績報告書の提出まで）を完了する必要があります。